

今後のコスト算定・コスト負担の方法 (中継系事業者負担、10億円基準)について

平成20年9月4日

負担(受益)の考え方

ユニバーサルサービス制度の趣旨

ユニバーサルサービス設備(=NTT東・西のネットワーク)と**直接的・間接的に接続等することにより受益する**電気通信事業者(=接続電気通信事業者等)にもユニバーサルサービス提供の確保に係る応分のコスト負担を求め、地域間格差のないユニバーサルサービスの提供の確保をすることにより、国民利用者の利益を確保する。

考え方1：電気通信番号ベース

NTT東・西のネットワークを利用している電気通信事業者が、その**受益可能性**に応じた負担をする。



電気通信番号ベース※で負担

※ 全ての電気通信番号は、NTT東・西の加入電話等と相互接続可能であることが番号付与の条件となっている。

考え方2：通信量ベース

NTT東・西のネットワークを利用している電気通信事業者が、その**利用分**に応じた負担をする。



通信量(通信回数等)ベースで負担

補てん額と負担のしくみ(案4:「全国平均費用+2σ」&番号ベース)

高コスト地域における
基礎的電気通信役務の提供
に要する費用のうち、
全国平均費用を超える部分
(H22年度認可)

補てん対象額等※

番号ベース
144~164億円

接続料原価(H20)
FRT-GC間コスト
360~380億円
(3/5)
※ 接続料に段階的に付替え
(カッコ内は接続料に付替える割合)

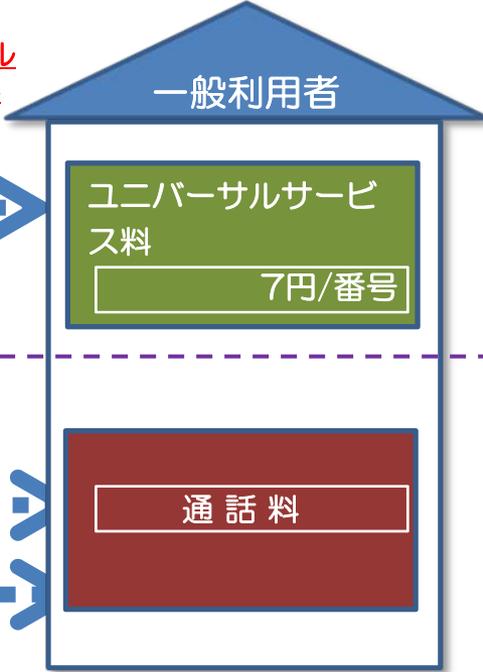
コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用+2σ
FRT-GC間伝送路費用	段階的に接続料費用に付替え
負担のしくみ	電気通信番号

負担事業者
144~164億円

負担事業者
181~191億円
(50.2%)

中継系事業者
179~189億円
(49.8%)



ユニバーサルサービス料

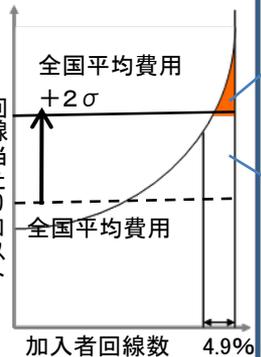
通話料

通話料

一般利用者

ユニバーサルサービス料
7円/番号

通話料



※ 補てん対象額等 = 補てん対象額 + 支援業務費

補てん額と負担のしくみ(案3:全国平均費用+ハイブリッド(番号+通信量))

高コスト地域における
基礎的電気通信役務の提供
に要する費用のうち、
全国平均費用を超える部分

(H22年度認可)

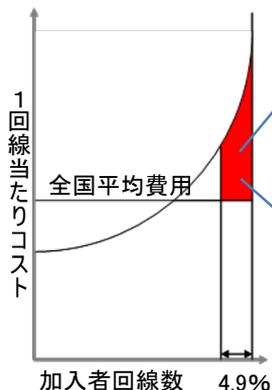
補てん対象額等

番号ベース
130 億円

通信量ベース
434~454億円

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用
FRT-GC間伝送路費用	すべて基本料費用に戻す
負担のしくみ	番号ベースの負担+通信量ベースの負担



負担事業者
(中継系事業者を除く)
130 億円

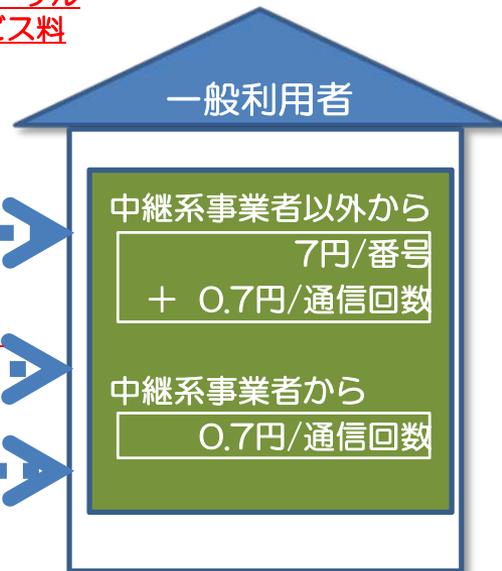
負担事業者
(中継系事業者を除く)
255~266億円
(58.7%)

負担事業者
(中継系事業者)
179~188億円
(41.3%)

ユニバーサル
サービス料

転嫁?

転嫁?



注：中継系事業者とは、負担事業者が提供しているサービスのうち中継系サービス該当部分を示す

固定電話1回線、携帯電話1台を利用している人の場合（H22年度認可分の場合）

	通話料	ユニバーサルサービス料
固定電話分	－ 円	7 円
携帯電話分	－ 円	7 円
計	－ 円	14 円

※1 ユニバーサルサービス料については、前回資料における予測値(H22年度番号単価＝7円)を使用。

固定電話1回線、携帯電話1台を利用している人の場合(H22年度認可分の場合)

	通話料	ユニバーサルサービス料		
		番号ベース	通信量ベース	計
固定電話分	－ 円	7 円	37 円	44 円
携帯電話分	－ 円	7 円	31 円	38 円
計	－ 円	14 円	68 円	82 円

※1 ユニバーサルサービス料の転嫁が行われた場合。

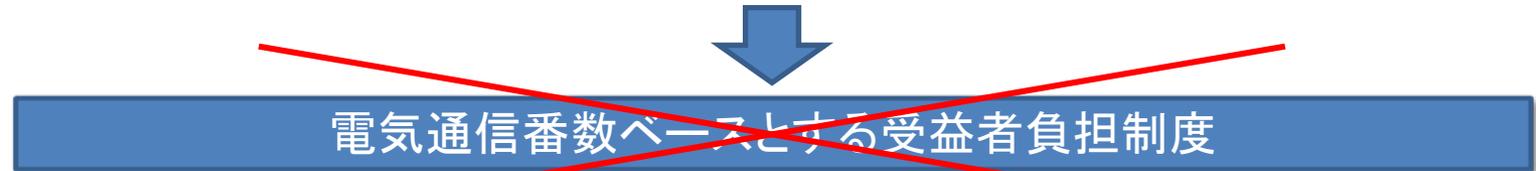
※2 ユニバーサルサービス料については、前回資料における予測値(H22年度番号単価=7円、通信量(通信回数)単価=0.7円)を使用し試算。

※3 通信量ベースのユニバーサルサービス料については、1利用者あたりの通信量に応じて利用者転嫁が行われるとし、「トラヒックからみた我が国の通信利用状況【平成18年度】」(H20.7.1 総務省公表)を参考に試算。

2010年代初頭以降の負担の在り方



ユニバーサルアクセスを維持することにより得られる便益は、必ずしも音声電話機能が利用できることに限定されることなく、あらゆるパケット流通の確保が可能という一定の受益が確保される。



収益ベース

- 負担能力に着目。
- 電気通信収益の把握方法等、会計制度の見直し等も必要。

通信量ベース

- 受益の程度に着目。
- IP網における事業者間の接続関係は複雑に入り組んでおり、把握は難しい。

.....

「コスト負担事業者の範囲の見直し」について

ユニバーサルサービス制度における受益とコスト負担との関係について

ユニバーサルサービス制度は、適格電気通信事業者と接続等する電気通信事業者を受益者と位置づけ、負担金の負担に耐える一定基準以上の電気通信事業者が負担金を負担する仕組み。

コスト負担事業者(負担対象事業者)の要件

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える電気通信事業者 【事業法施行令第2条、算定規則第24条】
- ② 電気通信番号(OAB-J、090、050等)を最終利用者に付与している電気通信事業者 【算定規則第25条】

「10億円超の基準」を見直した場合のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>●電気通信番号の指定を受けている全ての事業者が負担対象事業者となることから、負担の公平性が高まる。</p>	<p>■徴収コストに比較して負担金の額が小さいため、ユニバーサルサービス支援機関の事務効率が悪化するとともに、支援業務費の増加が懸念される。</p> <p>※「10億円以下」を含めた場合の負担金の増加額(試算)は、 年度あたり約1,000万円</p>

【参考】

負担金の未納・遅延納付の発生による徴収コストへの影響額の試算<平成19年度認可ベース>

